

7 総 庶 第 1639 号

令和 7 年 6 月 16 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

議 案 の 提 出 に つ い て

令和 7 年丸亀市議会 6 月定例会に下記の議案を別紙のとおり提出します。

記

議案第 78 号 令和 7 年度丸亀市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 79 号 令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 80 号 物品の購入について（塵芥収集車（2 t 車級パッカー車）3 台）

令和 7 年度丸亀市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 48,350 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78,503,461 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 23 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金			11,187,438	48,034	11,235,472
		2 国庫補助金	4,380,635	48,034	4,428,669
20 繰越金			10	316	326
		1 繰越金	10	316	326
歳 入	合 計		78,455,111	48,350	78,503,461

(単位：千円)

歳 出	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費			24,730,245	30,466	24,760,711
		1 社会福祉費	9,717,243	29,929	9,747,172
		2 児童福祉費	13,088,471	537	13,089,008
4 衛生費			4,723,867	17,884	4,741,751
		1 保健衛生費	2,303,479	17,884	2,321,363
歳 出	合 計		78,455,111	48,350	78,503,461

1. 総括

(歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書		(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計	
15 国庫支出金	11,187,438	48,034	11,235,472	
20 繰越金	10	316	326	
歳入合計	78,455,111	48,350	78,503,461	

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費	24,730,245	30,466	24,760,711
4 衛生費	4,723,867	17,884	4,741,751
歳 出 合 計	78,455,111	48,350	78,503,461

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳	財 源			一 般 財 源
	特 定 財	地 方 債	そ の 他	
国 県 支 出 金				
	30,466	0	0	0
	17,568	0	0	316
	48,034	0	0	316

2. 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	11,187,438	48,034	11,235,472
2 国庫補助金	4,380,635	48,034	4,428,669
1 民生費国庫補助金	713,047	30,466	743,513
2 衛生費国庫補助金	243,854	17,568	261,422

(単位：千円)			
節		金 額	説 明
区 分			
19 物価高騰対策費補助金		30,466	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
8 物価高騰対策費補助金		17,568	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

3. 歳出

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
3 民生費	24,730,245	30,466	24,760,711		
1 社会福祉費	9,717,243	29,929	9,747,172	29,929	0
1 社会福祉総務費	1,595,386	8,254	1,603,640	8,254 (特定財源内訳) 国庫支出金	0
2 老人福祉費	3,885,903	21,675	3,907,578	21,675 (特定財源内訳) 国庫支出金	0
2 児童福祉費	13,088,471	537	13,089,008	537	0
1 児童福祉総務費	1,866,004	537	1,866,541	537 (特定財源内訳) 国庫支出金	0
				537	

(単位：千円)

節			説 明
区 分	金 額		
11 役務費	24	通信運搬費 手数料 12	障害・救護施設支援事業費 8,254
18 負担金、補助及び交付金	8,230	障害児（者）支援事業所支援給付金 8,040 12	
		救護施設支援給付金 190	
11 役務費	40	通信運搬費 手数料 20	介護施設等支援事業費 21,675
18 負担金、補助及び交付金	21,635	介護保険サービス事業所支援給付金 21,255 20	
		高齢者養護施設支援給付金 380	
11 役務費	2	通信運搬費 手数料 1	児童養護施設等支援事業費 537
18 負担金、補助及び交付金	535	児童養護施設等支援給付金 535 1	

議78-8

箇 別			説 明	
区 分	金 額			
11 役務費	144	通信運搬費	96	医療施設等支援事業費 17,884
18 負担金、補助及び交付金	17,740	手数料 医療施設等支援給付金	48 17,740	

令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条のうち、(2) 1 日平均舟券売上金額を次のとおり改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 1 日平均舟券売上金額	725,000 千円	12,000 千円	737,000 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改める。

収 入

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 競走事業収益	150,565,306 千円	2,429,000 千円	152,994,306 千円
第 1 項 営業収益	150,435,965 千円	2,429,000 千円	152,864,965 千円

支 出

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 競走事業費用	143,731,678 千円	2,118,000 千円	145,849,678 千円
第 1 項 営業費用	140,680,128 千円	2,118,000 千円	142,798,128 千円

令和 7 年 6 月 23 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競走事業収益	150,565,306	2,429,000	152,994,306	
1 営業収益	150,435,965	2,429,000	152,864,965	
1 開催収入	148,431,295	2,429,000	150,860,295	発売金等増額分

支 出

(単位:千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競走事業費用	143,731,678	2,118,000	145,849,678	
1 営業費用	140,680,128	2,118,000	142,798,128	
7 特別競走	16,861,567	2,118,000	18,979,567	売上連動費用増額分

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算事項別明細書

収益的收入及び支出

収 入	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
1 競走事業収益	1 営業収益			150,565,306	2,429,000	152,994,306			
				150,435,965	2,429,000	152,864,965			
			1 開催収入	148,431,295	2,429,000	150,860,295	3 勝舟投票券発売金	2,420,000	発売金増額分
							4 払戻返還不能収入	4,000	発売金増額分
							5 払戻端数切捨金収入	5,000	発売金増額分

支 出	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
1 競走事業費用	1 営業費用			143,731,678	2,118,000	145,849,678			
				140,680,128	2,118,000	142,798,128			
			7 特別競走	16,861,567	2,118,000	18,979,567	55 委託料	94,000	電話投票事務委託料増額分
							57 使用料及び賃借料	88,000	中央情報処理センターシステム利用料増額分
							67 日本財団交付金	88,000	発売金連動増額分
							69 競走会交付金	28,000	発売金連動増額分
							79 払戻金、返還金	1,820,000	発売金連動増額分

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 開催収入	150,855,495		
(2) 受託事業収入	1,976,142		
(3) 雑入	24,757	152,856,394	
2 営業費用			
(1) 総係費	615,498		
(2) 施設管理費	273,382		
(3) 競走実施費	118,644,050		
(4) BTS丸亀	259,062		
(6) 広告宣伝費	982,172		
(7) 特別競走	18,848,083		
(8) 受託事業費	266,041		
(9) 減価償却費	1,045,599		
(10) 資産減耗費	504		
(11) その他営業費用	0	140,934,391	
営業利益			11,922,003
3 営業外収益			
(1) 受取利息	69,000		
(2) 使用料	6,437		
(3) 長期前受金戻入	34,976		
(4) 雑収益	17,038	127,451	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	0		
(2) 繰出金	3,000,000		
(3) 寄付金	25,000		
(4) 繰延勘定償却	0		
(5) 雑支出	1,812,879	4,837,879	△ 4,710,428
経常利益			7,211,575
当年度純利益			7,211,575
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			3,500,000
当年度未処分利益剰余金			10,711,575

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		2,452,033	
イ 建 物	11,864,203		
減価償却累計額	<u>△ 4,265,290</u>	7,598,913	
ウ 構築物	8,459,655		
減価償却累計額	<u>△ 3,359,358</u>	5,100,297	
エ 機械及び装置	2,871,014		
減価償却累計額	<u>△ 1,604,899</u>	1,266,115	
オ 船舶	25,144		
減価償却累計額	<u>△ 23,853</u>	1,291	
カ 車両運搬具	55,215		
減価償却累計額	<u>△ 44,687</u>	10,528	
キ 工具器具及び備品	1,547,695		
減価償却累計額	<u>△ 1,381,207</u>	166,488	
ク リース資産			
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
ケ 建設仮勘定		<u>3,678,775</u>	
有形固定資産合計			20,274,440
(2) 無形固定資産			
無形固定資産合計			0
(3) 投 資			
ア 基金		3,342,557	
イ その他の資産		<u>222</u>	
投 資 合 計			<u>3,342,779</u>
固 定 資 産 合 計			23,617,219

2 流動資産

(1) 現金預金		46,855,366	
(2) 未 収 金			
ア 営業未収金	272,611		
イ 営業外未収金	4,825		
ウ その他未収金	<u>0</u>	277,436	
(3) 有価証券		3,747,915	
(4) 短期貸付金		3,000,000	
(5) 前 払 金		133	
(6) その他流動資産		<u>0</u>	
流動資産合計			53,880,850

3 繰延勘定

繰延勘定合計			<u>0</u>
資 産 合 計			<u><u>77,498,069</u></u>

負 債 の 部

4	固定負債			
(1)	企 業 債			
ア	建設改良等の財源に 充てる企業債	0	0	
(2)	引 当 金			
ア	退職給付引当金	160,999		
イ	修繕引当金	0	160,999	
(3)	リース債務		0	
	固定負債合計			160,999
5	流動負債			
(1)	一時借入金		0	
(2)	企 業 債			
ア	建設改良等の財源に 充てる企業債	0	0	
(3)	引 当 金			
ア	修繕引当金	0		
イ	賞与引当金	33,160	33,160	
(4)	リース債務		0	
(5)	未 払 金			
ア	営業未払金	3,144,261		
イ	営業外未払金	2,803		
ウ	その他未払金	269,184	3,416,248	
(6)	未 払 費 用		0	
(7)	前 受 金		40,221	
(8)	預 り 金		18,041	
(9)	その他流動負債		100	
	流動負債合計			3,507,770
6	繰延収益			
(1)	長期前受金		703,568	
(2)	収益化累計額		△ 306,394	
	繰延収益合計			397,174
	負 債 合 計			<u>4,065,943</u>

資 本 の 部

7	資 本 金			
(1)	自己資本金			
ア	固有資本金	17,339,453		
イ	繰入資本金	0		
ウ	組入資本金	10,769,400	28,108,853	
	資本金合計			28,108,853
8	剰 余 金			
(1)	資本剰余金			
ア	受贈財産評価額	0		
イ	その他資本剰余金	20,922		
	資本剰余金合計		20,922	
(2)	利益剰余金			
ア	減債積立金	0		
イ	利益積立金	7,066,872		
ウ	建設改良積立金	27,523,904		
エ	当年度未処分利益剰余金	10,711,575		
	利益剰余金合計		45,302,351	
	剰 余 金 合 計			45,323,273
	資 本 合 計			<u>73,432,126</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>77,498,069</u>

令和7年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

科 目 (単位：千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	7,211,575
減価償却費	1,045,599
除却費	504
貸倒引当金増減額 (△は減少)	0
賞与引当金増減額 (△は減少)	1,640
退職給付引当金増減額 (△は減少)	△ 165,734
修繕引当金増減額 (△は減少)	0
長期前受金戻入益	△ 34,976
受取利息及び配当金	△ 69,000
支払利息及び企業債取扱諸費	0
有価証券売却損益 (△は益)	0
固定資産売却損益 (△は益)	0
未収金の増減額 (△は増加)	1,050
未払金の増減額 (△は減少)	261,958
預り金の増減額 (△は減少)	0
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
小計	8,252,616
受取利息及び配当金	69,000
支払利息及び企業債取扱諸費	0
業務活動によるキャッシュ・フロー①	8,321,616
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	△ 3,688,000
有価証券の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
基金による収入	0
基金への積立	△ 8,000
その他の投資による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 3,696,000
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期前受金の受入による収入	0
長期前受金の返還による支出	0
短期貸付による収入	6,000,000
短期貸付による支出	△ 6,000,000
剰余金の減少	0
企業債の受入による収入	0
企業債の返還による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0
資金の増加額④=①+②+③	4,625,616
資金の期首残高	42,229,750
資金の期末残高	46,855,366

議案第 80 号

物品の購入について（塵芥収集車（2 t 車級パッカー車）3 台）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 7 年 6 月 23 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 購入物品 塵芥収集車（2 t 車級パッカー車）

2 数 量 3 台

3 購入金額 金 30,690,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2,790,000 円

4 購 入 先 丸亀市中津町 175 番地の 3
有限会社 ダイゲン自動車
代表取締役 陶國 栄帰

5 契約の方法 指名競争入札による契約

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品 名 及 び 数 量 塵芥収集車（2 t車級パッカー車）3台購入
- 2 契 約 金 額 ￥30,690,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥2,790,000－
- 3 納 入 期 限 令和9年3月22日
- 4 納 入 場 所 丸亀市産業生活部クリーン課
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第3号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市（代表者 市長 松永恭二）と受注者 有限会社ダイゲン自動車（代表取締役 陶國栄帰）と保証人 香川日野自動車株式会社（代表取締役 佐藤重夫）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2 発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失

し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(契約金の支払)

第5条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

(1) 契約の全部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。

(3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

(5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

(6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排

除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(8) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。))を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。))又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。))が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。))であると認められるとき。

(11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関

係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議して定めることができる。

（賠償金）

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であ

るときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(保証人)

第16条 保証人は、この契約において、受注者が発注者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

2 発注者は、保証人から請求があったときは、遅滞なく、本契約の履行状況、その他保証人が連帯して負うべき責任の内容に関する情報を提供しなければならない。

3 発注者は、受注者が第11条第1項、同条第2項第16号又は同項第17号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して物品の納入を請求することができる。

4 前項の履行請求は、民法第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、受注者に対しても効力を有する。

5 保証人は、第3項の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、この契約に基づく権利及び義務を承継する。

(契約外の事項)

第17条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第18条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第19条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協

議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、発注者、受注者及び保証人がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和7年6月5日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 丸亀市中津町175番地の3
有限会社 ダイゲン自動車
代表取締役 陶國 栄帰 印

保証人 高松市春日町1481番地
香川日野自動車 株式会社
代表取締役 佐藤 重夫 印

提 案 理 由

議案第 78 号

一般会計補正予算につきましては、5 月 27 日に閣議決定され、追加交付される「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業を実施するため、歳入歳出それぞれ 4,835 万円を追加し、予算の総額を 785 億 346 万 1,000 円とするものであります。

その内容といたしまして、急激な物価上昇により資機材費や食材費などの経費が増加するなか、公定価格制度により収入確保が困難な状況にある福祉・医療分野の施設を支援することで、市民が安心して利用できる福祉・医療サービスの維持を図るため、民生費関係では、障害者支援事業所等への給付金など 825 万 4,000 円を措置いたします。

また、児童養護施設等支援事業費として 53 万 7,000 円を計上するほか、介護施設等に対する給付事業に 2,167 万 5,000 円を措置いたします。

衛生費関係では、病院、診療所などへの支援金給付のため医療施設等支援事業費 1,788 万 4,000 円を計上いたします。

これらの財源といたしましては、国支出金、前年度繰越金を措置するものであります。

議案第 79 号

モーターボート競走事業会計補正予算につきましては、5 月 27 日から 6 月 1 日にかけて開催いたしました S G 第 52 回ボートレースオールスターの売上が予定額を上回ったため、収益的収入であります営業収益の開催収入を 24 億 2,900 万円増額するとともに、収益的支出であります営業費用の特別競走費について、売上に連動する費用として、払戻金・返還金、日本財団交付金等の法定交納付金、電話投票事務委託料、中央情報処理センターシステム利用料を合わせて 21 億 1,800 万円増額いたします。

議案第 80 号

物品の購入につきましては、塵芥収集車（2 t 車級パッカー車）3 台の購入について、去る 5 月 30 日に指名競争入札を行いましたところ、有限会社ダイゲン自動車に落札決定し、物品売買仮契約を 6 月 5 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。